神戸三宮雲井通6丁目北地区第一種市街地再開発事業
参加組合員予定者及び特定業務代行者募集の期間延長のお知らせ

令和8年11月4日

雲井通6丁目北地区市街地再開発準備組合

当準備組合では、10月19日付け公告「神戸三宮雲井通6丁目北地区第一種市街地再開発事業参加組合員予定者及び特定業務代行者募集」に基づき、参加組合員予定者及び特定業務代行者の募集（以下、「募集」という。）をしているところですが、指定の期日までに募集に係る事業提案競技への参加表明書の提出がなかったことから、募集期間を令和8年11月18日まで延長します。

なお、募集・選定に係る資料・スケジュールについても期間延長に伴い修正しています。

■主な業務範囲

（共　　通）権利者等対応支援業務、事業資金の立替又は資金調達業務、事務局支援業務等
（参加組合員予定者）保留床取得等
（特定業務代行者）施設建築物等の設計業務、施設建築物等の工事施工等業務、未処分保留床処分業務等

■主な応募資格

○参加組合員予定者

①過去10年間で事務所を含む、延べ面積50,000㎡以上、階数20階以上の建築物の取得実績が2件以上あり、そのうち1件以上を現在も保有していること。
②過去10年間で工事完了した第一種市街地再開発事業における、参加組合員、個人施行者、特定建築者、特定事業参加者、特定業務代行者又は地権者（特定分譲等）としての事務所保留床取得実績が2地区以上あること。

○特定業務代行者

①過去10年間で工事完了した第一種市街地再開発事業における特定業務代行者としての参画実績が5地区以上（うち代表企業の実績が2地区以上）あること。
②過去10年間で工事完了した又は現在工事中の建築物（事務所を含む延べ面積70,000㎡以上かつ建築基準法による最高高さが100mを超えるもの）の元請としての施工実績及び設計実績があること。
③過去10年間で工事完了した又は現在工事中の建築物（バスターミナルを含むもの・固定席700席以上のホールを含むもの）の元請としての施工実績があること。
④過去10年間でデッキ工事の元請としての施工実績があること。
⑤建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（最新の有効期間内のもの）が、建築一式で2,000点以上の企業であること。

■募集要項の配付

期　間：令和8年11月4日（水）～令和8年11月18日（水）
時　間：各日10～12時及び13～17時
方　法：募集要項をご希望の方は、事前にメールでご連絡いただいた上で、選定委員会事務局にお越しください。主な応募資格を満たす企業に対し、募集要項をお渡しします。

【参加組合員予定者及び特定業務代行者 選定委員会事務局　問合せ先】
〒530-0027 大阪市北区堂山町3-3　日本生命梅田ビル　11階
株式会社アール・アイ・エー大阪支社
E-Mail：kumoi6north_pj@ria.co.jp　担当：降旗、座間